

商工会運営規約の一部変更（事務局員長設置）案について

2018/6/22

変更の目的

- ・商工会設立当時からの理念をより一層発展させる為、事務局要員から事務局員長を任命し、事務局員長は会長からの指示に従い、対外折衝業務を含めた会長業務を補佐する。
- ・また当該役職の任期を原則1年と限定する事により、将来の運営方針に沿う様当該役職・人事に柔軟性を持たせる。すなわち、不適任者の場合には1年を待たずに解任の可能性も有り。
- ・この対外折衝業務は労働許可証滞在許可証取得期間改善に関するロビー活動と他団体（当・他国商工会議所等）との交流を含む活動を企図しており、対外折衝準備に有効と考える役職を設け、同業務を効果的にする。
- ・事務局員長は上記業務以外にも、事務局内の事務業務を連絡調整し、合理化を実施する事により、会長が運営業務に集中で出来るよう補佐する。

定款 関連部分（変更なし） 第4章 組合組織 第11条 6.項 組合理事会の権限には以下が属する。 d) 事務局予算の範囲内で必要に応じて事務局要員の雇用を行い、外部組織に対して特定の業務を委託すること

変更前

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員」とは、本会定款第11条(d)規定の「事務局員」を指す。

注<上記後方の「事務局員」は定款との整合性から本来「事務局要員」でした。>

- ・ 第8条：事務局の役割について（1. - 3. まで）

変更追加

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員長」及び「事務局員」とは、本会定款第11条6項(d)規定の「事務局要員」を指す。
 - ・ 第8条：事務局と事務局要員の役割について
4. 会長は事務局員の中から事務局員長を任命することが出来、定例会の承認を得るものとする。
5. 事務局員長の責務は本来の事務局員としての責務に加え、**会長からの指示に従い 対外的な交渉も含めた会長業務を補佐する**ものとする。なお、その任期は原則1年とし、その再任を妨げない。